

共通システムにおける業務フロー 及びシステム詳細機能イメージについて

- 1 共通システムの検討経緯
- 2 共通システム導入後の業務フロー
- 3 共通システム詳細機能

システム検討部会の過年度の議論について

令和6年度の検討内容

- 地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図るため、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備することが考えられたところ、**全国単位の地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの整備**を目指すこととした。
- 共通システムの機能について、検討会構成員における入札参加資格審査申請手続きの事務処理フローとシステム機能を参考に検討し、**申請・受付、審査及び審査完了通知の機能を設けることとした**(格付けや入札参加資格者名簿の公表、事業者情報管理の機能実装は調整コストが大きく、含めないこととした)。
- GビズIDの活用や、登記事項証明書・国税の納税証明書その他の証明書情報等に係る**他の情報システムとの連携**を検討することとされた。

令和7年度の検討内容

- すでに半数以上の団体で、「物品・役務等」と「建設工事等」の同一システムでのオンライン申請が導入されていること、全ての資格区分の入札参加資格審査申請を同一システムで受け付けることにより、事務負担軽減効果が大きくなると考えられることから、**両資格区分の入札参加資格審査を行うシステムを一体的に整備することを目指すこととされた**。
- 建設工事等の資格は、物品・役務等と比べ、適格性審査・格付情報に当たる情報のシステムが多数存在することから、利便性向上や事務負担軽減の観点とコスト面を比較しながら、情報連携可能な他の情報システムを整理することとされた。
- システムの**詳細機能のあり方、整備・運用の主体や経費負担、地方公共団体の個別システムとの接続方法等、その実現に係る必要な事項について、令和8年度以降に検討を進めることとされた**。その際、地方公共団体において既存システムの置換え等が必要となることを踏まえ、費用対効果についても精査し、実現可能性を含めて検討することとされた。
- 地方公共団体の事務負担の軽減の実効性を確保するためには、**共通システムの整備に付随して、その利用を前提とした運用のあり方や受付・審査体制について検討することが不可欠であり、共通システムの利用を前提とした共同受付・審査体制のあり方についても合わせて検討することとされた**。

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会第2次報告書(一部抜粋)

9. 今後の課題

(共通システム整備に向けた留意事項)

共通システム整備に向けた検討に当たっては、**規模の差異がある全ての地方公共団体及び申請事業者の事務負担の軽減と利便性の向上を図る**観点から、以下の点に留意する必要がある。

まず、地方公共団体の事務負担の観点からは、

- ・ 一般に、建設工事は、建設業法に基づく情報を活用し最新の経営状況や地域要件を踏まえた審査・格付けが実施されている一方で、物品・役務等は格付けを行わず、審査も簡素な仕組みにより行われている場合が多く、**資格区分ごとに審査・格付けの性格が異なること**
- ・ 都道府県や指定都市等の大規模自治体では資格区分によって受付・審査担当部署が分かれている場合が多い一方で、多くの市区町村では、全ての資格を同一部署で同一時期に受け付けている場合が多く、**地方公共団体の規模に応じて事務処理体制が異なる傾向にあることを踏まえ、資格区分ごとの特性と実務運用の双方に留意する必要がある。**

この際、急速な人口減少・少子高齢化により人材不足が深刻化する中で、地方公共団体の事務処理を持続可能なものとするためには、小規模自治体を含む全ての地方公共団体において最適に利用できるシステムを目指すことが望ましいと考えられる。次に、事業者の利便性向上の観点からは、**複数の地方公共団体や資格区分に申請する事業者の負担軽減を目指すことに加え、単一の地方公共団体のみに申請する地域の中小事業者や、システムによる申請に不慣れな事業者にとっても、過度な負担を生じさせないよう**留意する必要がある。

また、入札参加資格審査申請手続における各地方公共団体の受付・審査事務については、現状、自団体や共同受付団体の職員が行っている団体がほとんどであり、外部委託を行っている団体は少ないが、これは事務処理に係る費用対効果や調整コスト等を踏まえたことによるものと考えられる。一方で、この受付・審査事務は、申請情報の確認等の事実行為が大半であり、職員以外による対応も可能な事務であることから、共通システムの運用においては、外部委託を含めた共同受付・審査体制のあり方を広く検討していく必要がある。

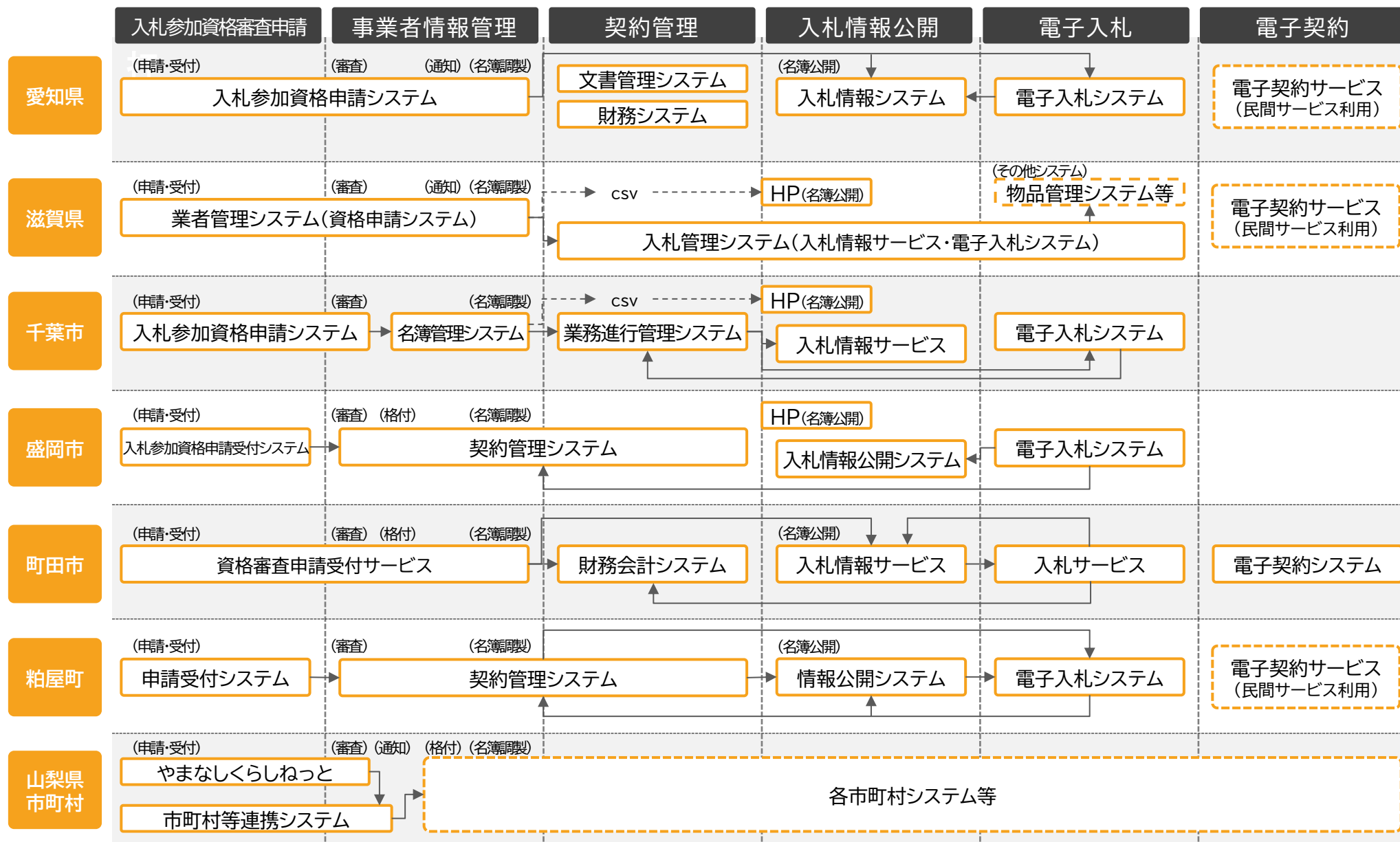
その際、地方公共団体が共同して主体的に取り組むことができる仕組みとすることが望ましいと考えられる。このため、全ての地方公共団体において事務負担の軽減を図りつつ、スケールメリットを活かしてなるべく費用負担のかからない効率的な仕組みとするよう留意する必要がある。

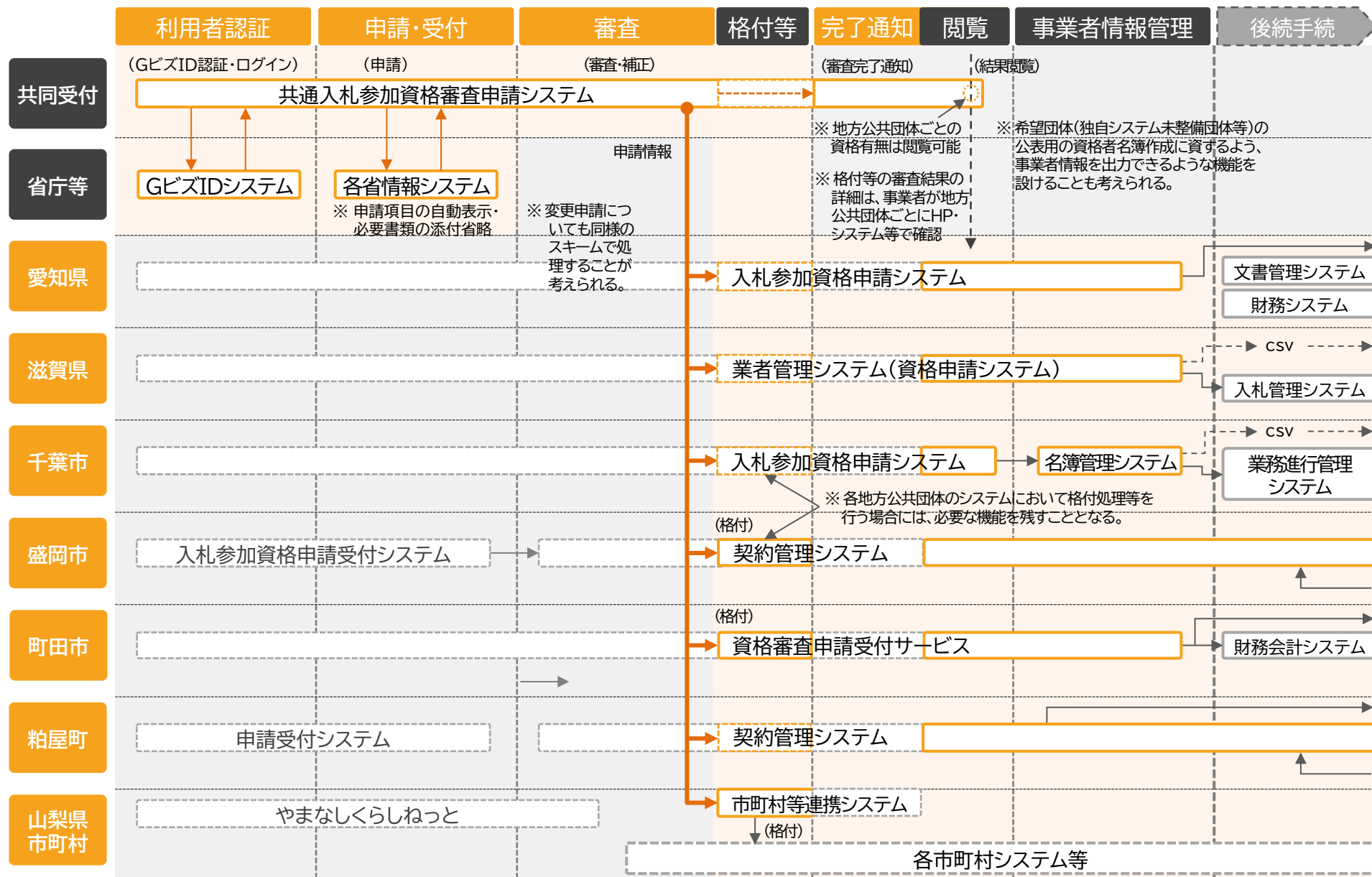
これらの観点を踏まえ、**共通システム整備に向けて、共通の申請項目等や申請受付方式、システム設計及びその運用のあり方を一体的に検討し、誰もが利用しやすい仕組みの実現を目指す必要がある。**そのためには、入札・契約事務における地域の独自性を確保しつつ、デジタル化・共通化によるメリットや費用対効果を適切に整理・評価していくことが重要である。

(参考)地方公共団体の物品・役務等に係る調達関連システムの構成状況一覧

検討会第1次報告書
(R7.3)より抜粋

- 調達関連システムは、地方公共団体ごとにシステムの構成や機能が大きく異なっており、また、各システム間で情報連携されていることから、これらの共通化は、地方公共団体のシステム構成等に大きな影響。手続ごとに共通化の必要性や改修・調整コスト等も踏まえて、実現可能性を検討する必要。



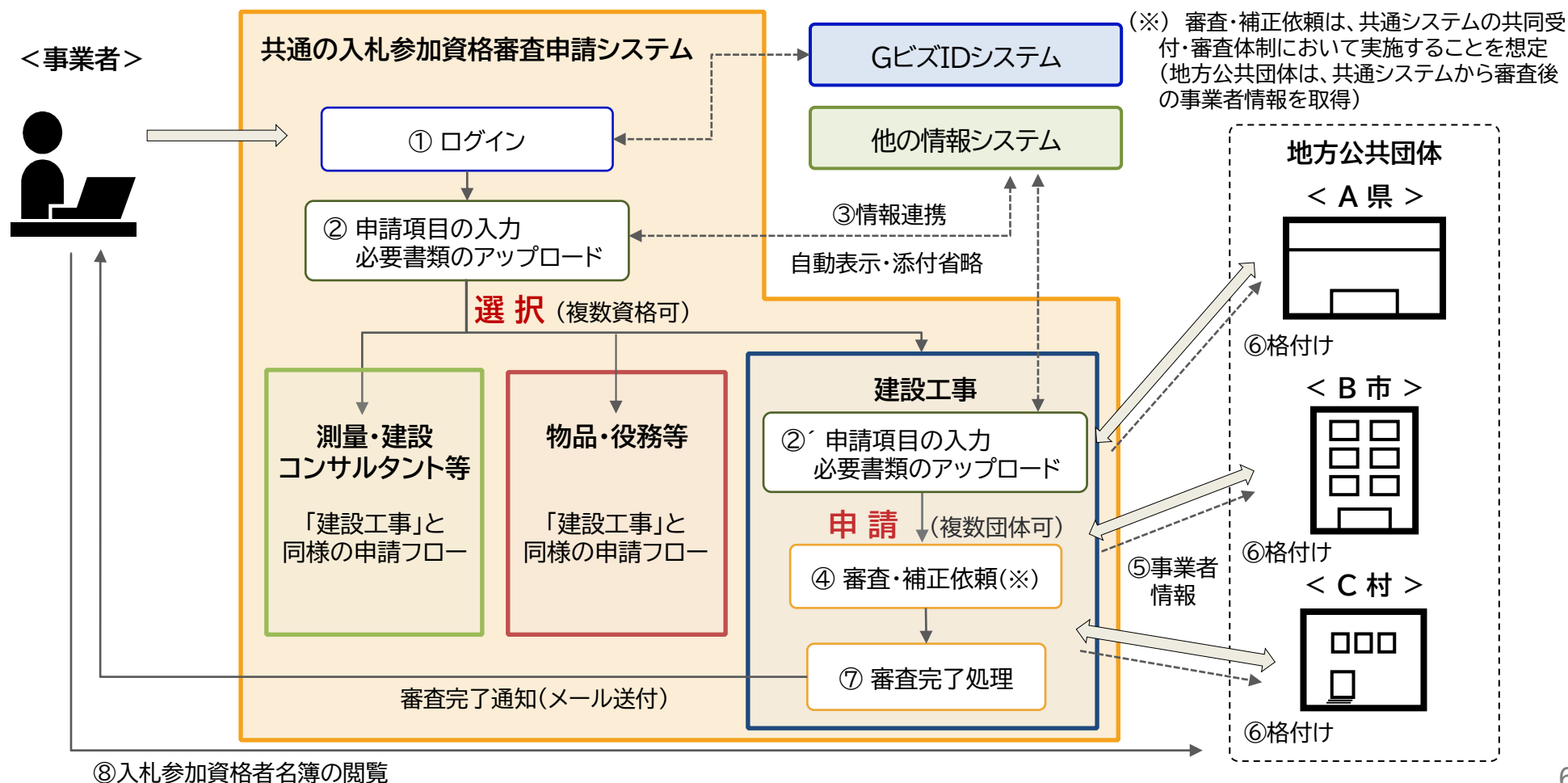


(3) 建設工事等の共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性

検討会第2次報告書
(R8.3)概要より抜粋

- 物品・役務等に加え、**建設工事**、**測量・建設コンサルタント等**の**全ての資格区分の入札参加資格審査申請に対応する一体的な共通システムの整備**を目指す
- 共通システム導入後の事務負担の軽減に加え、地方公共団体・事業者双方が利用しやすいシステムとなるよう、十分な検討が必要
- 建設業許可や経営事項審査等の情報を管理する情報システムの整備が進んでいることを踏まえ、共通システムと**他の情報システムとの連携による入力フォームへの自動表示や添付書類の省略**が可能となるよう検討

地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムのイメージ



- 規制改革実施計画において、**令和8年度中にデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン**(令和6年5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定)が定める要件定義、設計・開発といった工程などを含めた**全国共通システムの導入までの工程表を作成する**ことが求められている。
- なお、工程表の作成も含め、システム整備の検討については、これまでの検討会での検討内容を踏まえ、**来年度以降、本格的に検討を行う予定**。

工程イメージ		作業期間イメージ							
分析・検討	工程表の作成								
	現行業務プロセスの分析								
	システムによる改善効果の分析								
	共通化可能な範囲の検討								
	既存システムとの連携の検討								
運営体制等の調整	運営体制の検討・調整								
	審査体制の検討・調整								
	費用負担の検討・調整								
設計・開発	要件定義								
	設計・開発								
	テスト								
	移行・導入								

検討事項② 共通システムの詳細機能・業務フロー

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会第2次報告書(一部抜粋)

9. 今後の課題

共通システムについては、全ての資格区分の申請を受け付ける一体的なシステムとしての整備を目指すとしたことから、今後、システムの詳細機能のあり方、整備・運用の主体や経費負担、地方公共団体の個別システムとの接続方法等、その実現に係る必要な事項について、さらに検討を進めるものとする。その際、地方公共団体において既存システムの置換え等が必要となることを踏まえ、費用対効果についても精査し、実現可能性を含めて検討する必要がある。

(略)

具体的には、地方公共団体及び事業者の意見を聴取したうえで、以下の整理・検討を進めていくことが考えられる。

(略)

- ・申請受付方式について、特に有効期間の統一や審査期間について運用上の懸念が示されたことから、各地方公共団体の現行システムの状況や詳細な業務フローを把握した上で、共通システム導入後の業務フローを作成する必要がある。
- ・各地方公共団体の入札参加資格審査申請手続における受付・審査業務の実態を分析し、共同受付・審査体制を含めた、共通システム導入後の事務処理体制のあり方を検討する必要がある。
- ・上記の状況把握等を踏まえ、共通システムの機能実装パターンによる利便性や業務改善効果、システム整備コスト、整備期間等の比較・検討を行うこととし、システムイメージを具体化する必要がある。

- 上記報告書の内容を踏まえ、令和8年度は、

- ・ 現行システムの状況や詳細な業務フローを把握し、システム導入後の業務フローを作成
- ・ 共通システム詳細機能のあり方、経費負担、費用対効果の検討

を行う。

なお、これらの検討にあたっては、システムに関する詳細な各種情報の整理を行うため、検討会とは別途実施している「地方公共団体の入札参加資格審査申請システムの整備に向けた調査研究事業」において素案を作成した上で検討会の議論を進めることとする。

令和8年度地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会の検討方針(まとめ)

総会(第6回)資料より抜粋

検討内容

- 検討会第2次報告書を踏まえ、以下の事項について検討を行うこととする。
 - ① 物品・役務等、建設工事等双方に共通する申請項目・必要書類等
 - ② 共通システムの詳細機能・業務フロー
 - ③ 共通システムの利用を前提とした共同受付・審査体制のあり方・整備運用主体

共通システム導入までの
工程表を作成

検討の進め方(案)

引き続き、「項目・申請方法等検討部会」、「システム検討部会」を開催する。検討に当たってはシステム・業務フローの詳細と実現可能性に関して調査研究事業の結果を踏まえて検討を行うとともに、地方公共団体の現場の実態を踏まえ利用しやすい仕組みを実現するため、全地方公共団体に意見照会を行いながら検討を進める。

項目・申請方法等部会

①(物品・役務等、建設工事等双方に共通する申請項目・必要書類等)の検討

共通システム・事務処理体制の検討の進捗に応じ、必要に応じて申請項目等の再検討

システム検討部会

②(共通システムの詳細機能・業務フロー)について、調査研究事業で作成する素案をもとに検討

③(共通システムの利用を前提とした共同受付・審査体制のあり方・整備運用主体)について検討

検討会での検討を経た素案について、全地方公共団体への意見照会を行い、照会結果を反映した案を作成

調査研究事業

共通システム詳細機能・共通システム導入後の業務フロー・工程表の素案を作成

※ 当面は事務局で検討を進める。

共通システム機能と業務フローの検討等の進捗を踏まえ、検討会で検討を行う。

全地方公共団体への意見照会

これらの検討結果を踏まえ、令和8年度中に報告書及び工程表のとりまとめを行う。

- 1 共通システムの検討経緯
- 2 共通システム導入後の業務フロー**
- 3 共通システム詳細機能

共通システム導入後業務フローの整理について

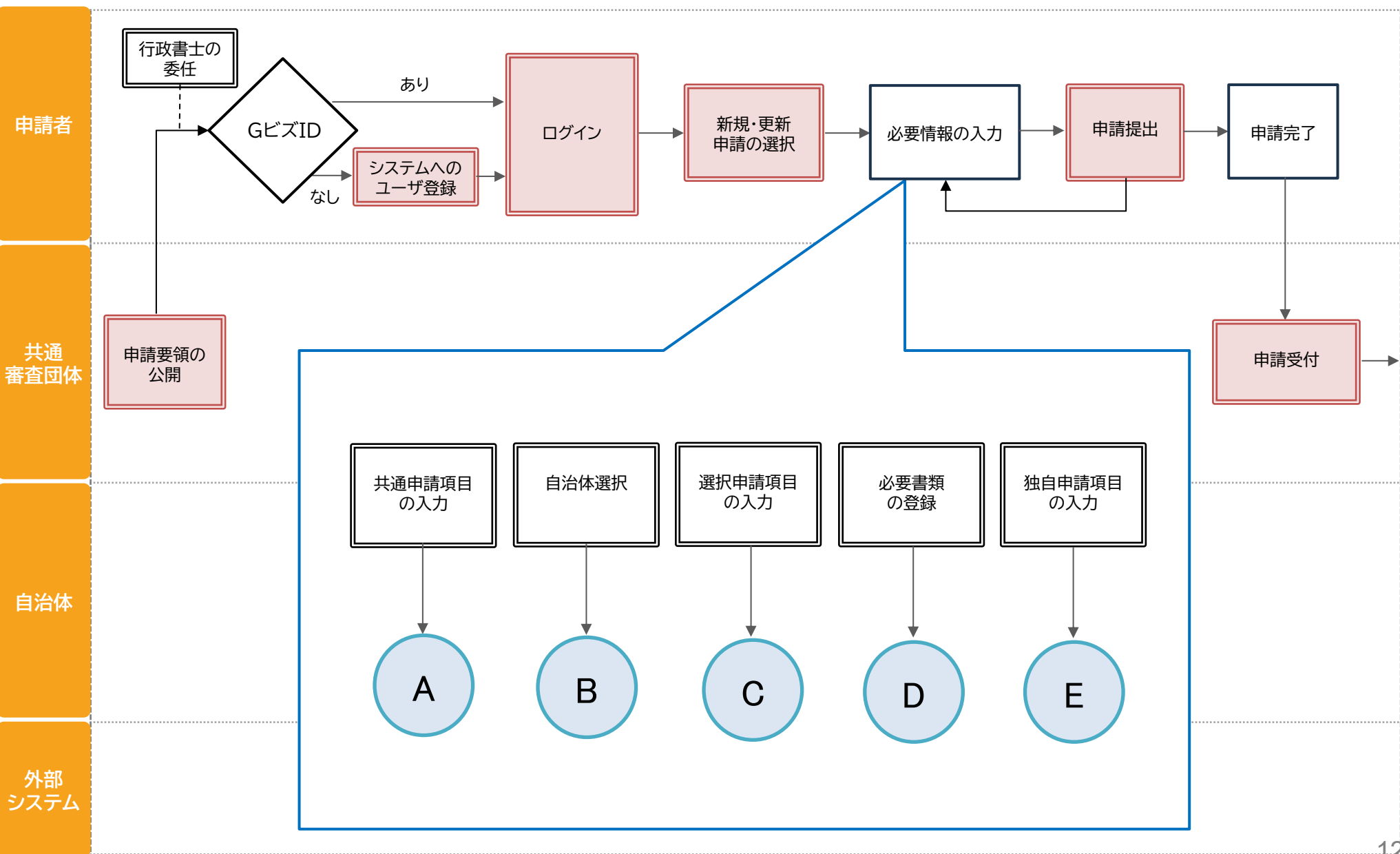
- 共通システムの導入による費用対効果や業務改善効果を検討し、システムイメージの具体化を行うには、まず、**共通システム導入後の業務フローを整理する必要**があるため、想定される内容を作成。 (➡ 別紙1)
- 関係者間で共通のイメージを持って検討を行うことができるよう、**現段階で共通システムの全体イメージ図(仮)を作成**。 (➡ 参考資料1)
- 共通システム導入後の業務フローを作成する土台として、事務局において現行の業務フローも作成。なお、現行業務フローは地方公共団体ごとに多様であるため、考えられるケースを抽象化したものを想定して作成。 (➡ 参考資料2)

論点

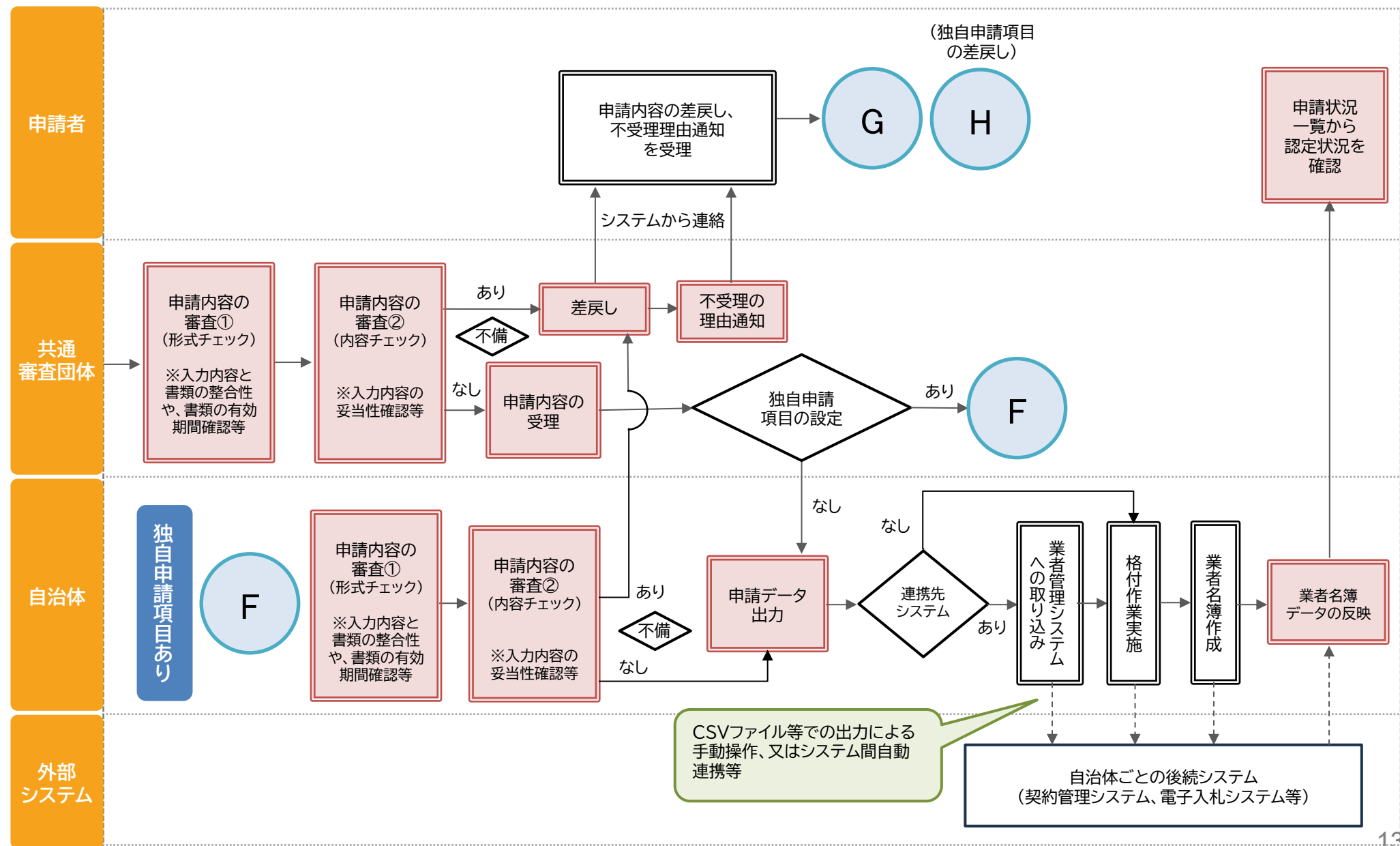
- 本業務フローに基づく共通システムを整備し、同システムにより地方公共団体の入札参加資格審査申請業務を行う場合、申請受付事務や後続業務への接続における支障など、考えられる懸念はあるか。
- 不足・不要、変更が必要と考えられる業務フローはあるか。

共通システム導入後の業務フロー概略（新規申請/更新申請の場合①）

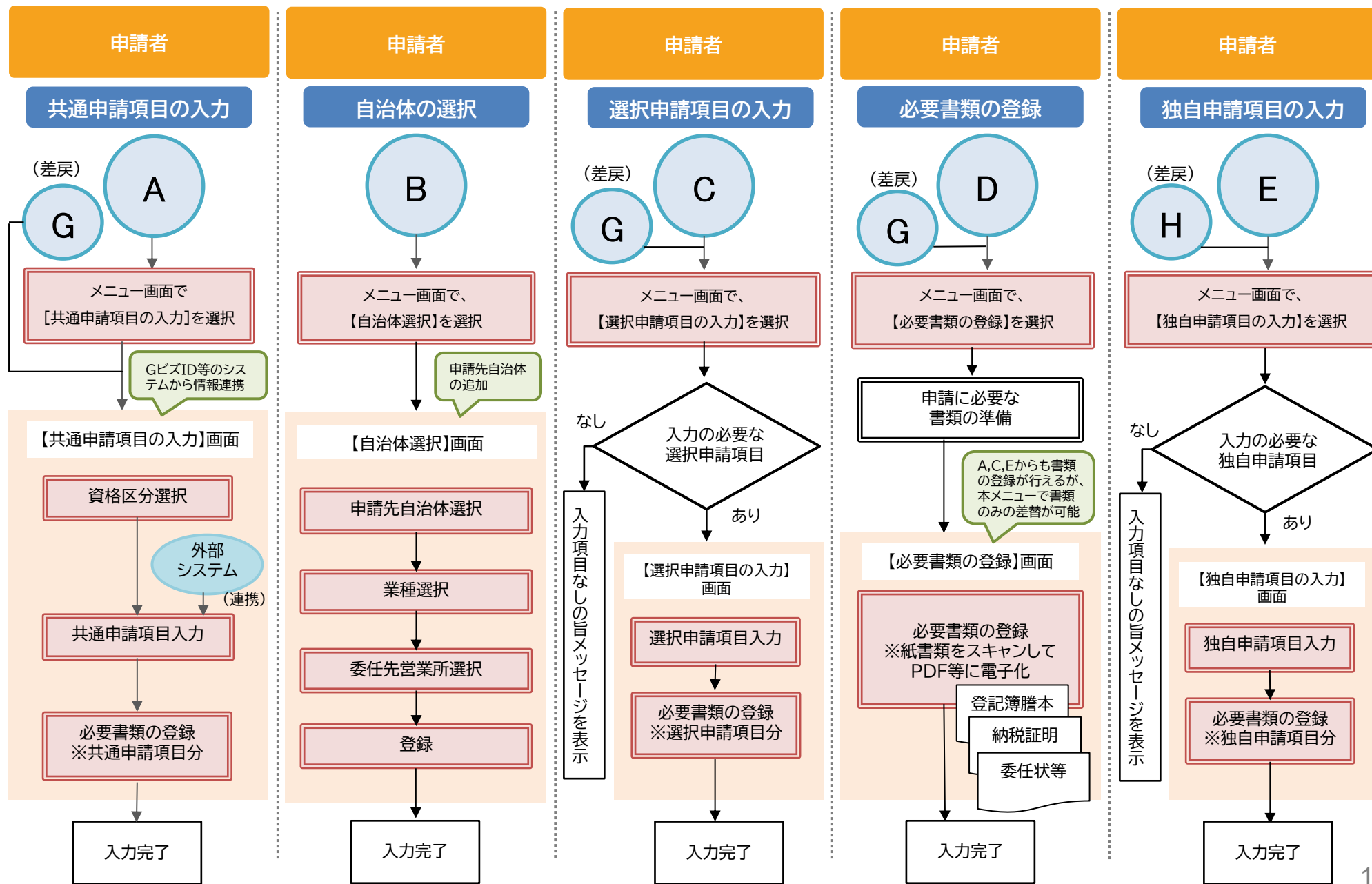
- 共通システム導入後の業務フローについて概略的に示すと以下の通り。



共通システム導入後の業務フロー概略（新規申請/更新申請の場合②）



共通システム導入後の業務フロー概略（新規申請/更新申請の場合③）



共通システム導入後の業務フロー概略（新規申請/更新申請以外について）

- 新規・更新申請以外の申請種別(変更申請、再審査申請、業種追加申請、取消届、組織形態の変更)の業務フローについては、別紙1の各該当業務フローを参照。
- 新規・更新申請との差異の概略を示すと、以下の通り。

申請種別	新規・更新申請との差異
変更申請	事業者側の申請項目等入力関連の動作について、 変更を希望する項目等のみ となる。 等級の再審査を伴わないため、格付に関する自治体側の動作はない。
再審査申請	事業者側の申請項目等入力関連の動作について、 再審査を希望する内容に応じた項目等のみ となる。 ※受付を行っている自治体にのみ適用
業種追加申請	事業者側の申請項目等入力関連の動作について、 追加する業種に応じた項目等のみ となる。 ※受付を行っている自治体にのみ適用
取消届	事業者側は 共通取消届出項目等入力関連の動作のみ 行う(選択/独自申請項目等に関連する動作はない)。 自治体側の動作として、名簿等から申請事業者の削除を行う。
組織形態の変更	事業者は まず共通・選択合併等申請項目(合併・分割等の事由等)等の入力 の動作を行う。 以降は 合併・分割等の事由に応じ、 新規申請等と同一の動作 を行う。

- 1 共通システムの検討経緯
- 2 共通システム導入後の業務フロー
- 3 共通システム詳細機能**

共通システム詳細機能の整理について

- 業務フローと同様、共通システムの導入による費用対効果や業務改善効果を検討し、システムイメージの具体化を行うためには**共通システム詳細機能の実装パターンを整理する必要**。共通システム導入後（⇒ 別紙2）の業務フローを踏まえ、**想定される共通システム詳細機能一覧を作成**。
- なお、**今後、共通システム導入後業務フローの変更が行われる場合、共通システム詳細機能は連動して修正を行う**。

論点

- 本機能を備えた共通システムを整備し、同システムにより地方公共団体の入札参加資格審査申請業務を行う場合、受付事務や後続業務への接続における支障など、考えられる懸念はあるか。
- 不足・不要、変更が必要と考えられる機能はあるか。
- その他、影響が大きいと想定される個別の論点について、どのように考えるか。→20～24ページ参照

共通システム詳細機能の概略①

(現行の業務フローに基づく機能)

分類	主な機能要件
利用開始までに要する機能	・申請者は自身のID・パスワードによる認証により、システムにログインすることができる。 ・利用する自治体職員はID・パスワードにて自治体側の認証を行うことができる。
新規申請に係る機能	・申請者は申請情報の入力、申請に必要な書類(電子データ)のアップロードを行うことができる。 ・申請者は受理されていない申請を取り消すことができる。 ・申請者は過去に行った申請を一覧で表示することができる。
変更申請に係る機能	・申請者は一度申請した申請情報を変更し、変更のあった書類を差し替えることができる。 ・申請者は受理されていない変更申請を取り消し、変更申請前の状態に戻ることができる。 ・申請者は過去に行った変更申請を一覧で表示することができる。
更新申請に係る機能	・申請者は過年度に認定済の業者情報を複写し、次年度の申請情報の入力・登録・申請を行うことができる。 ・申請者は受理されていない申請を取り消すことができる。 ・申請者は過去に行った申請を一覧で表示することができる。
申請受付に係る機能	・自治体は申請業者の検索条件を指定し、申請情報を一覧表示することができる。 ・自治体は申請業者の申請情報の受理・不受理を登録することができる。 ・自治体は申請業者の申請情報の受理・不受理を不受理の場合は理由を記入した上でメールで通知することができる。 ・自治体は申請者の紙申請(新規、更新、変更申請等各種申請)の代理登録を行うことができる。
その他	・システムから自動通知する各種メールのテンプレートをシステム上で登録できる。 ・過去の申請済み業者に対して、次回定期申請に向けたフォローメールを一括して送信することができる。 ・各資格区分ごとに定期申請期間及び随時申請期間の開始日と終了日を設定できる。 ・定期申請期間及び随時申請期間はリアルタイムに更新することができる。

共通システム詳細機能の概略②

(共通システム導入後業務フローに基づいて追加が想定される機能)

分類	主な機能要件
利用開始までに要する機能	・共通システムのログインは、デジタル庁のGビズID公式ページで認証後に共通システムへ遷移する外部認証連携(SSO)方式を基本とすること。 ・GビズIDを保有しない小規模事業者等に配慮し、必要に応じて従来型のID・パスワード認証による申請経路も設定できること。 ・事業者は、全社共通基本情報、申請種別別情報、拠点情報を事業者データマスタとして登録・更新できること。 ・本社、支社、支店、営業所ごとに、所在地、担当管轄エリア、申請可能自治体、申請可能種別、申請許可設定を管理できること。 ・本社管理者は、支社・支店・営業所が登録した拠点情報、担当エリア、申請権限を確認し、承認、差戻し、変更できること。
新規申請等に係る機能	・申請者は、最大1,788自治体を対象として、申請先自治体を検索、絞り込み、選択できること。 ・新規申請、変更申請、更新申請、再審査申請、業種追加申請、取消届に対応した申請メニューを提供できること。 ・合併・分割・事業譲渡等の組織形態変更に伴う申請を、通常申請と区分して管理できること。 ・建設、物品、役務等で重複する申請項目および添付書類を統合管理し、不要な重複入力を抑制できること。 ・独自申請項目について、項目名称、説明文、入力形式、選択肢、入力チェック条件、必要書類、対象申請種別、公開・非公開区分を設定できること。 ・申請者が申請先自治体および申請種別を選択した際、事業者データマスタの情報を申請画面へ引用コピーし、入力済み状態で表示できること。
申請受付に係る機能	・自治体ごとに、新規、更新、業種追加、再審査申請の受付可否と期間を設定できること。 ・共通審査機関職員は、提出された申請について、共通申請項目、選択申請項目、独自申請項目を区分して確認できること。 ・自治体職員は、自団体に提出された申請について、共通、選択、独自申請項目を区分して確認できること。 ・共通審査機関職員、および自治体職員は、不備項目を項目単位で指定し、申請者へ差戻し理由を通知できること。
情報連携に係る機能	・GビズID、法人番号情報、法務省関連情報、国税情報、地方税情報、経営事項審査情報、建設業許可情報等と連携し、申請入力および審査に必要な情報を取得・参照できること。 ・自治体側の調達システム、名簿管理システム、文書管理システム等へ、受理済み申請情報、資格者名簿、変更反映結果を連携できること。 ・自治体側の名簿管理システムから、格付完了後の資格者名簿を連携できること。
その他	・GビズIDの委任機能を利用し、行政書士等に対し委任範囲を指定して代理申請を委任できること。 ・申請書類および添付ファイルを、自治体、申請年度、申請種別、保存期間、原本管理主体ごとに管理できること。 ・個人情報、機微情報、必要書類の閲覧権限を制御し、不正アクセス、過剰閲覧、権限外操作を検知できること。

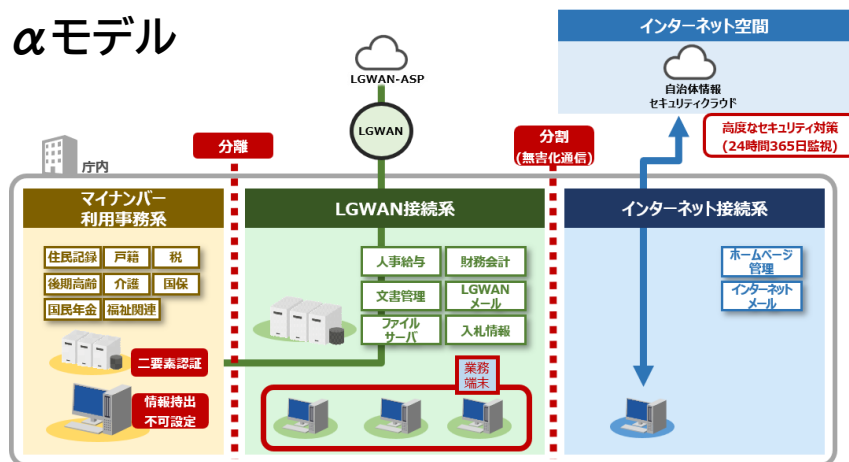
共通システム詳細機能に係る論点 ①LGWAN環境への対応

LGWAN環境への対応

論点①対応の必要性

- 申請者のオンライン申請を可能とする観点からは、**共通システムはインターネットに接続している必要がある**。
- 地方公共団体のネットワークには、主たる業務端末を**LGWAN接続系に配置する場合(αモデル)**と**インターネット接続系に配置する場合(βモデル(β'モデル))**の両方が存在しており、**ネットワーク構成により事情が異なる**と考えられる。

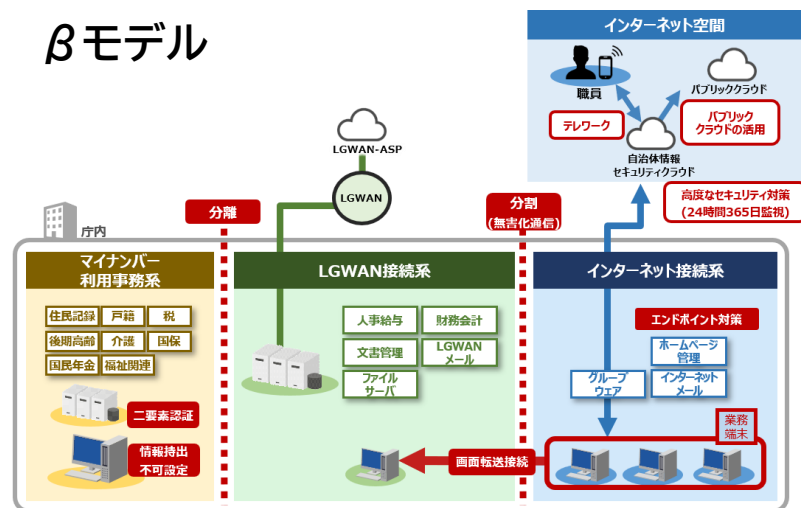
αモデル



- 主たる業務端末をLGWAN接続系に配置
- LGWAN接続系とインターネット接続系は、両環境間の通信環境を分離した上で、必要な通信のみを許可。メールやデータをLGWAN接続系に取り込む場合は、無害化通信が必要。

業務端末と調達関連手続の後続システム(財務会計システム等)がLGWAN接続系に配置されている場合、**共通システムがLGWANに接続していないと都度ファイル無害化が必要**となり事務負担となるほか、それぞれの団体でLGWANとインターネットの接続機会を増やすこととなり、**情報セキュリティ対策上も望ましくないもの**と考えられる。

βモデル



(注) βモデルのうち、重要な情報資産(入札情報や職員の情報等)をインターネット接続系に配置する場合は「β'モデル」としている。

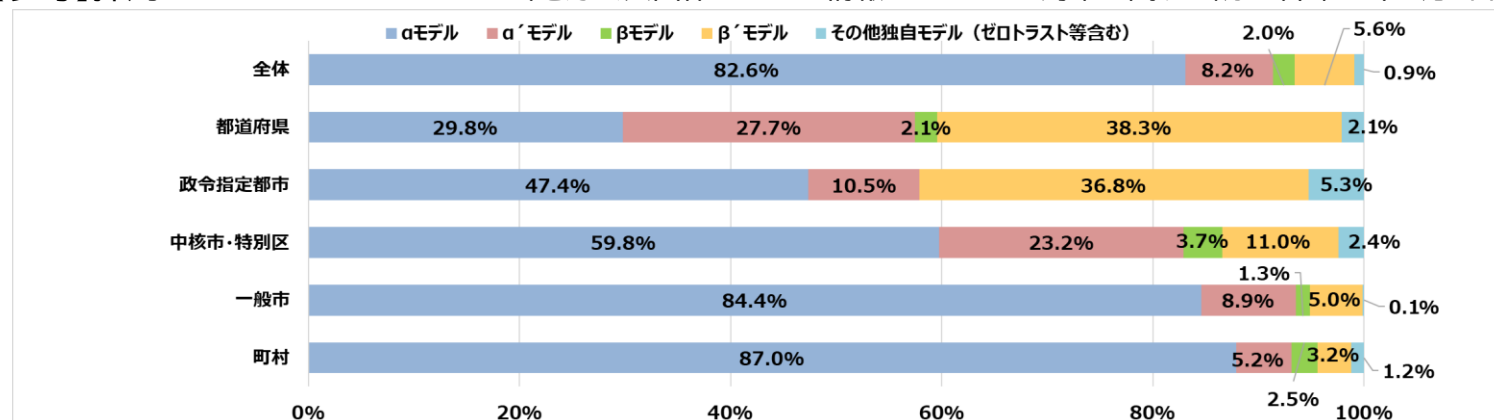
- 業務の効率性・利便性向上のため、インターネット接続系に業務端末・システムを配置
- βモデルの採用には、技術的対策に加え、緊急時即応体制の整備等の組織的・人的対策の確実な実施が条件

業務端末及び後続システムがインターネット接続系に配置されている場合、共通システムがインターネット上にあることから**LGWAN接続の必要性は低い**と考えられる。

共通システム詳細機能に係る論点 ①LGWAN環境への対応

- 多数の地方公共団体は α モデルを採用していることから、後述の照会においてもLGWAN環境への対応が必要としている団体が過半数を超えているが、既に $\beta \cdot \beta'$ モデルへ移行している団体もあり、**本業務の性質上、LGWAN環境への対応が必須であるとまではいえないものと考えられる。**

【参考】採用しているシステムモデル(地方公共団体における情報セキュリティ対策に関する調査(令和7年4月1日時点))



論点②費用対効果

- 全地方公共団体の理解を得るためには費用対効果を踏まえ検討する必要があるところ、**既に β モデルに移行している等、LGWAN接続の必要性が高くない団体においては、共通システムがLGWANへ対応することで費用負担の増加となり得る。**

論点③共通システム導入時期とLGWANの動向

- 共通システムの導入時期は今年度策定する工程表により一定の見通しを立てることとなっているが、現時点では未定。
- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、セキュリティの確保と業務効率の両立の観点から $\beta \cdot \beta'$ モデルが提示されてきたこと、さらにLGWAN接続系から外部のクラウドサービス等の特定の接続先に直接接続を行うモデル(α' モデル)も新たに提示されたこと等、**全国的な動向としてはインターネット系との接続が進んでいる。**

今後、地方公共団体のネットワーク環境の変化と共通システムの工程表を踏まえて、検討を進める必要があるか。

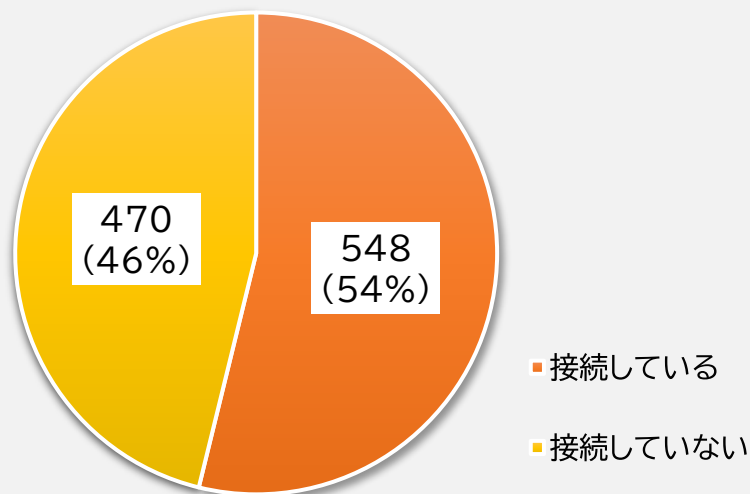
共通システム詳細機能に係る論点 ①LGWAN環境への対応(参考調査結果)

- 現在使用している入札参加資格審査申請システムや後続システム(事業者情報管理システムや電子入札システム等)がLGWAN環境で接続をしているか、共通システムをLGWAN環境に対応させることが必須かについて、全地方公共団体を対象に照会。

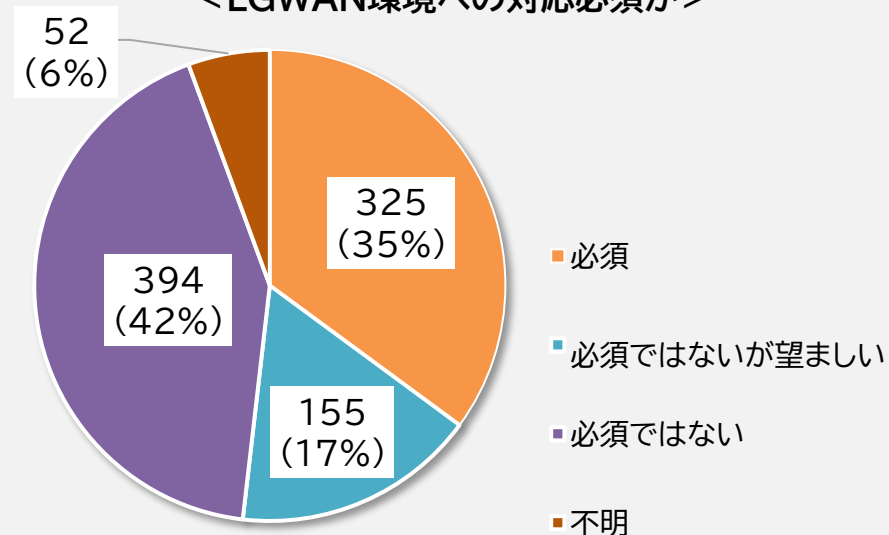
調査結果

- 現在入札参加資格審査申請システムを導入している団体のうち**現行システムをLGWAN環境で接続している団体は、548団体(54%)**、**接続していない団体は470団体(46%)**(※有効回答:1018)となっており、過半数の団体において入札参加資格審査申請システム等とLGWAN環境の接続が行われている。
- また、入札参加資格審査申請システムを導入している団体のうち**共通システムをLGWAN環境に対応させることが必須とした団体は325団体(35%)**、**対応させることが望ましいとした団体は155団体(17%)**、**必須ではないとした団体は394団体(42%)**、**不明とした団体は52団体(6%)**(※有効回答:926)となっており、LGWAN環境への対応が必須または望ましいとしている団体が過半数を超える結果となった。
- なお、LGWAN環境への対応が必須または望ましいとする理由は業務効率化、セキュリティ対策、後続システムがLGWAN環境にあること等が挙げられた。

<LGWAN接続率>



<LGWAN環境への対応必須か>



共通システム詳細機能に係る論点 ②事業者の申請省力化と不要な申請の抑制

事業者の申請省力化と不要な申請の抑制

- 共通システムの機能設計にあたり、**申請者の利便性を確保する観点からは、申請先の地方公共団体を可能な限り少ない操作で選択できる仕組みとなる**ことが望ましい。仮に、**全地方公共団体を一度に選択できると申請上は最も操作数が少なくなり、業務改善効果は高い**と考えられる。
- 一方で、申請者が全地方公共団体を一度に選択できる仕組みにより、**実際には入札参加を想定していない申請先にも一括して申請がなされてしまう可能性が高くなる**。この場合、各地方公共団体では入札参加につながらない申請受付業務が発生するほか、申請事業者も結果的に入札参加の可能性が低い団体の入力情報の補正等を行うことになり、**結果として業務改善につながらないおそれもある**か。このため、**不要な申請の抑制にも留意が必要**ではないか。

(考えられる対応)

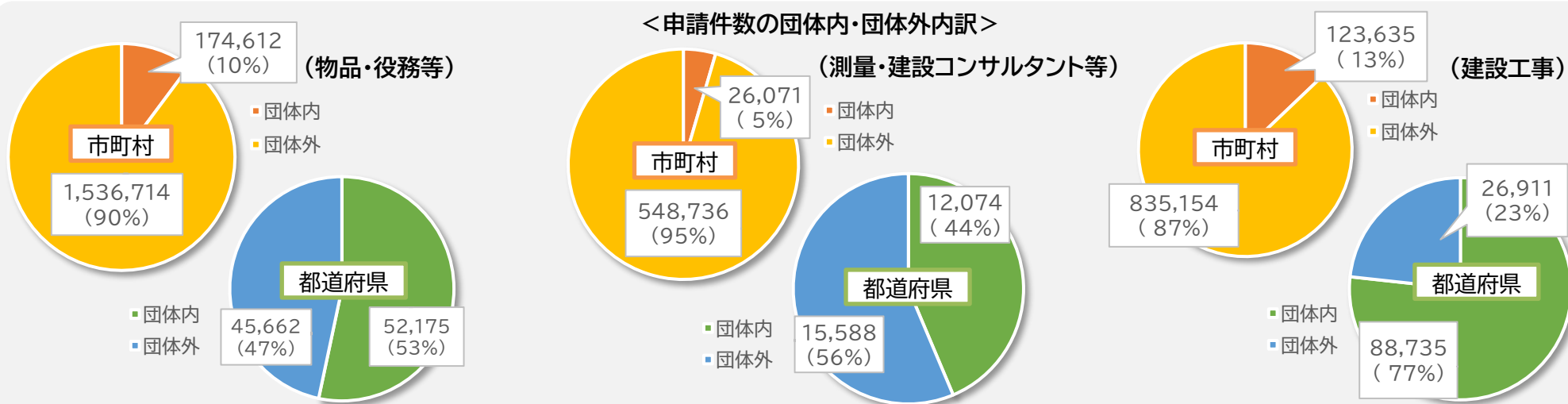
	対応①	対応②	対応③
対応概要	申請者への 実質的な申請制限	システム申請操作への 段階的な手順の組み込み	自治体ごとのチェック機能設定
システム機能への反映方法	・申請可能な自治体数の上限を設定 ・申請可能な自治体の地理的範囲の制限を設定	・全自治体を一括で選択できないように設定（一定範囲内の申請までは手間なく行うことが可能） ・遠方の自治体を選択するには個別の操作を必要とする	自治体の選択は一括選択を可能とし、別途、自治体の判断により、入札参加見込みに関するチェック機能や設問を設定
具体イメージ	・一回の定期受付あたり50団体まで等の申請数の上限を設定 ・申請先自治体の属する都道府県に委任先営業所が存在しない場合、申請を制限	本店所在地の都道府県・域内市町村を選択→近隣都道府県を個別に選択→それ以外の地域を個別に検索して追加という操作フローを設定	・「所在地外の事業者の場合、入札参加の見込みがあるか」等のチェックボックスを設定 ・過去の入札参加実績・今後の参加予定の記入を求める設問を設定
効果	全国統一的な扱いで不要な申請を抑制	入札参加地域が限られる事業者の申請の省力化と遠方地域への申請の抑制	自治体の判断により入札参加の見込みが高い事業者の絞り込みが可能
懸念等	各地方公共団体が法令又は独自に設定する入札参加資格要件を超えた制限となるおそれがあるか。	全国に対して入札参加の主体となる単一の本社がある事業者の場合は、事務負担が大きい。	事業者はチェック機能を設定する 申請自治体の数だけ入力が必要となり、省力化につながらないか。

共通システム詳細機能に係る論点 ②事業者の申請省力化と不要な申請の抑制(参考調査結果)

- 各申請区分において、地方公共団体ごとに直近の資格審査(定期審査)または直近1年間で受け付けた申請について、団体内事業者からの申請／団体外事業者からの申請別にそれぞれの件数を全地方公共団体を対象に照会。

調査結果

- 全地方公共団体(有効回答1673のうち、当該区分で審査を行っていない団体と申請件数、内訳が不明の団体を除く)の申請総数における団体内外の内訳は以下のとおりとなった。
 - 物品・役務等では、団体内226,787件(13%)、団体外1,582,376件(87%)
 - 測量・建設コンサルタント等では、団体内38,145(6%)、団体外564,324(94%)
 - 建設工事では、団体内212,370(20%)、団体外862,065(80%)
- 申請区分別には、測量・建設コンサルタント等>物品・役務等>建設工事 の順に団体外事業者からの割合が高いという結果となった。
- なお、地方公共団体の人口規模別には人口の少ない自治体ほど団体外からの申請が多く、人口5万人未満の団体においてはいずれの資格区分でも9割以上が団体外からの申請である一方、人口50万人以上の団体においては団体外からの申請は物品・役務等では6割、測量・建設コンサルタント等では7割、建設工事では5割程度という結果となった。



※建設コンサルタントを役務の区分で受付けている団体については、物品・役務等の申請件数として集計